

令和二年一月三十一日受領
答弁第一一三三号

内閣衆質二〇一第一三三号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員中谷一馬君提出カジノを含む統合型リゾート（IR）担当の内閣府副大臣が収賄容疑により逮捕された事案とIRの在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出カジノを含む統合型リゾート（IR）担当の内閣府副大臣が収賄容疑により逮捕された事案とIRの在り方に関する質問に対する答弁書

一について

我が国における特定複合観光施設区域の整備は、カジノ施設のみならず、国際会議場施設、展示施設、レクリエーション施設等が一体的に運営される統合型リゾートを整備することにより、観光先進国の実現を後押しするものと考えている。

二について

カジノ事業は、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため」、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号。以下「法」という。）で定められたものである。また、都道府県等（法第六条第一項に規定する都道府県等をいう。）が、民間事業者と共同して認定の申請（法第九条第一項の規定による認定の申請をいう。）を行う際に、区域整備計画（同項に規定する区域整備計画をいう。以下同じ。）に、犯罪の発

生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に関する事項等を記載させ、国土交通大臣は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等の観点で優れた区域整備計画を認定することとしている。

三、四及び六について

あきもと司衆議院議員に係る今般の事案が生じたことについては、令和二年一月二十三日の衆議院本会議において、安倍内閣総理大臣が「副大臣も務めた現職の国会議員が逮捕、起訴されたことは、まことに遺憾です。かつて副大臣に任命した者として事態を重く受けとめております」と答弁しているところであるが、当該事案については、個別の刑事事件に関わる事柄であり、お答えすることを差し控えたい。

また、特定複合観光施設区域の整備については、当該本会議において、安倍内閣総理大臣が「IRの推進に当たっては国民的な理解が大変重要であり、事業者の選定における公正性、透明性の確保についても、今月発足した高い独立性を有するカジノ管理委員会や国会での御議論も十分に踏まえて丁寧に進めてまいりたいと考えております。」と答弁したとおり、丁寧な対応に努めてまいりたい。

五について

御指摘の「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業」という概念は根本から覆つ

ている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法第二百十四条の規定に基づき、カジノ管理委員会には、その任務としてカジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることとされているところである。